

令和7年度

福岡赤十字病院

# 特別奨学金制度のご案内



## (目的)

- この制度は、福岡赤十字病院が、日本赤十字九州国際看護大学において看護師の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的としています。

## (貸与対象)

- 日本赤十字九州国際看護大学に入学した学生で、卒業後、福岡赤十字病院に看護師として就職を希望する方、連帯保証人を2名選任できる方を対象としています。

(連帯保証人は3親等以内の親族2名を立てることとし、うち1名は別世帯の者)

## (貸与者数)

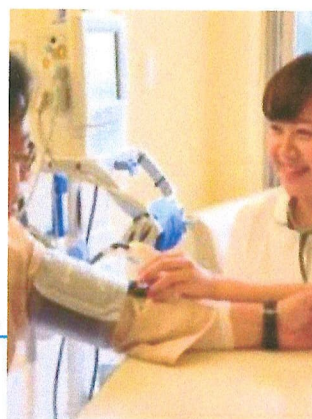
- 奨学生は、毎年、原則2年次生以上を対象に3名以内です。

## (奨学金)

- 奨学金は、年額60万円を上限とし、最大3年間継続する  
(合計上限180万円)ものとし、毎年、前期、後期に分け年額を貸与します。

## (奨学金の返済)

- 奨学生は、原則として、卒業後5年以内に計画に基づき、貸与した奨学金を全額返済して頂くこととしていますが、福岡赤十字病院に勤務し、勤務成績優秀等、条件を満たす場合は、返済免除を適用することもできます。



## (申請方法)

- 奨学生を希望される方は、

①奨学金貸与申請書②履歴書③学業成績表④学長からの推薦書⑤運転免許証又は保険証の写し⑥マイナンバーカードの写し⑦学業精励誓約書⑧指定のテーマによる小論文を揃え、

福岡赤十字病院にお申し込みください。

- ご応募の締め切り: **令和7年7月25日(金) ※必着**

◆7月11日(金)までに、AA担当教員へ応募の相談と「推薦書」の作成を依頼

◆学内締切: 随時(7月15日(水)までに)、①「奨学金貸与申請書」(写し)、②「履歴書」(写し)等 を提出

◆④推薦書以外の提出書類を各自、7月25日(金)〔必着〕までに病院へ郵送で提出

## (奨学金貸与の決定)

- 所定の条件にてお申込み頂いた方から、福岡赤十字病院において、書類審査、面接審査を行い、奨学生及び奨学金額を決定します。



※その他細かい要件等があります。詳細は、「福岡赤十字病院特別奨学金貸与規程」及び細則を必ず事前にご確認ください。お申込みをお待ちしています。

■お問合わせ・申込先: 福岡赤十字病院人事課人事係

〒815-8555 福岡市南区大楠3丁目1番1号 TEL 092-534-2750(直通)



## 福岡赤十字病院

## 福岡赤十字病院特別奨学金制度のご案内

この奨学金制度は、卒業後福岡赤十字病院に看護師として就職を希望する日本赤十字九州国際看護大学の学生に対して奨学金を貸与し、その修学を支援するものです。

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奨学金額                          | 60万円（年額）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 募集人員                          | 2年次生以上：3名以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 貸与方法                          | 毎年4月に30万円を、10月に30万円を指定銀行口座へ振込みます。<br>※貸与初年度は、貸付決定後1ヵ月以内に30万円を、10月に30万円を指定銀行口座に振込みます。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 貸与期間                          | 奨学生になった日の属する年度から大学を卒業するまでの年度。<br>ただし、最長3年間となります。<br>※学業途中において、成績が不良等、適正に欠けた場合、打ち切り又は停止する可能性もあること。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 奨学生選考                         | 書類審査及び面接審査による選考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 提出書類                          | <div> <p>①奨学金貸与申請書（様式1）<br/>②履歴書（様式2）<br/>③学業成績表（大学の成績証明書）<br/>④学長からの推薦書<br/>⑤運転免許証または保険証の写し<br/>⑥マイナンバーカードの写し<br/>⑦学業精励誓約書（様式3）<br/>⑧指定のテーマによる小論文</p> <p>◆7月11日（金）までに、AA担当教員へ応募の相談と「推薦書」の作成を依頼<br/>◆学内締切：随時（7月15日（水）までに）、<br/>①「奨学金貸与申請書」（写し）、<br/>②「履歴書」（写し）等を提出<br/>◆④推薦書以外の提出書類を各自、<br/>7月25日（金）〔必着〕までに福岡赤十字病院へ郵送で提出</p> </div> |
| 奨学生義務                         | ①学業の状況や近況等について、定期的に福岡赤十字病院に報告すること<br>②就学や就業に対する考えの変化等、予定の変更が生じた時は速やかに福岡赤十字病院に報告すること                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 奨学金の返還<br>貸与年数に<br>関係なく<br>共通 | 卒業後直ちに看護師の資格を取得し、福岡赤十字病院に一定期間以上就業した上で、優秀な者には次の返済免除を適用することができます。<br>（休職、産前・産後休業、育児休業、介護休業等はすべて就業期間に含まない）<br>①5年間就業した場合は、貸与総額の全額<br>②4年以上5年未満就業した場合は、貸与総額の3分の2額<br>③3年以上4年未満就業した場合は、貸与総額の3分の1額<br>④特別な事情がある場合は、病院長と奨学生が協議し、決定します。                                                                                                     |
| 申請手順                          | ①日本赤十字九州国際看護大学に入学した方が対象<br>②申請書類等受付<br>【受付期間】令和7年7月7日（月）～7月25日（金）必着<br>③福岡赤十字病院における書類審査及び面接審査 【令和7年8月中旬予定】<br>※面接日については後日ご連絡させていただきます。<br>④可否の本人通知 【令和7年8月下旬予定】                                                                                                                                                                     |
| その他                           | 令和4年4月以降に入学した2年次生以上で、連帯保証人を2名選任していただける方が対象となります。（連帯保証人は3親等以内の親族2名を立てることとし、うち1名は別世帯の方）                                                                                                                                                                                                                                               |
| 郵送先<br>担当窓口                   | <div> <p>・福岡赤十字病院 事務部人事課人事係 TEL092-534-2750（直通）<br/>〒815-8555 福岡市南区大楠3丁目1番1号</p> <p>・ホームページURL <a href="http://www.fukuoka-med.jrc.or.jp/">http://www.fukuoka-med.jrc.or.jp/</a></p> </div>                                                                                                                                         |

令和7年度 福岡赤十字病院奨学金小論文について

1. テーマ： 「私が目指す看護師像」
2. 文字数： 縦書き原稿用紙3枚（1, 200字程度）

※ 小論文は、手書きしてください。(PC 作成不可)

## 福岡赤十字病院特別奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、福岡赤十字病院長（以下「病院長」という。）が日本赤十字九州国際看護大学において看護師の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

### (貸与対象)

第2条 本奨学金は、日本赤十字九州国際看護大学に入学した学生で、

- ①成績が優れ、品行方正かつ身体が健康であること。
- ②卒業後、看護職員として福岡赤十字病院に勤務する意思を有すること。
- ③貸付決定後、連帯保証人2名を立てられること。

を貸与対象とする。

2 奨学生の募集は原則として2年生とする。ただし、3年生以上についても募集する場合がある。対象:今年度は学部2年生以上(学部2・3・4年生)

### (奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学生は、原則として毎年3名以内とする。

### (奨学金貸与期間)

学部2年生:3年間、3年生:2年間、4年生:1年間

第4条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間（2年時より3年間）とする。

但し、休学等がある場合は、その期間中は奨学金を貸与しない。

### (奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金額は年額60万円（月額5万円）を上限とし、貸与の時期は、4月に30万円を、10月に30万円を貸与するものとする。

ただし、貸与初年度は、貸与決定後、1ヶ月以内に30万円を、10月に30万円を貸与するものとする。

### (貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、次の書類を病院長に提出し、奨学金の貸与申請するものとする。但し、返済計画書に定める返済期間は、原則として卒業後5年以内とする。

- 1) 奨学金貸与申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 学業成績表
- 4) 学長からの推薦書
- 5) 運転免許証または保険証の写し
- 6) マイナンバーカードの写し
- 7) 学業精励誓約書（様式3）

### (奨学金貸与の決定)

第7条 病院長は、前条の申請に基づき面接を行い、厳正な審査のうえ奨学生、貸与金額を決定し、その結果を速やかに申請者に対し通知する。

なお、奨学生となったものは、毎年4月、病院長あて前年度の学業成績表を提出しなければならない。

### (口座の指定等)

第8条 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名

義の銀行口座を指定し、奨学金振込口座届（様式4）によって病院長に届け出るものとする。

（奨学金の返済）

**第9条** 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金返済計画書（様式5）を病院長に届け出るものとし、原則として卒業後5年以内に、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。但し、別に定める条件に該当した場合は、病院長は奨学金の一部又は全額の返済を免除するものとする。

- 2 病院長は、奨学生に特別な事情があると認めた場合は、返済期限を延長することができる。
- 3 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから1ヶ月以内（又は速やか）に、病院長と奨学生が相互確認するものとする。
- 4 奨学生が次の各号の一に該当するときは、病院長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与された奨学金を、返済計画書に基づき、直ちに全額返済しなければならない。但し、病院長と奨学生が別途協議の上、合意したときは、返済計画書と異なる返済の時期及び方法を定めることができる。

- 1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- 2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。
- 3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- 4) 学業途中において、奨学生として適性を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生として相応しくないと病院長が判断したとき。
- 5) 退学もしくは就学成績が著しく不良な場合。
- 6) 第1条の貸付目的に反した貸付金の使用が判明した場合。
- 7) 履行遅滞が続く場合や、虚偽の申請など、その他契約不履行な行為が行われた場合。
- 8) その他、これらに準じる事項。

- 5 奨学生が、就学中に死亡した場合、病院長は奨学金を打切る。この場合は、既に貸与した奨学金の返済方法については、病院長と連帯保証人が協議して決定する。返済計画書に基づき、連帯保証人が返済する。但し、この場合病院長と連帯保証人が別途協議の上、合意したときは、返済計画書と異なる返済の時期及び方法を定めることができる。

（利子）

**第10条** 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。但し、定められた返済が遅延したときは、延滞利息を課すものとする。

- 2 延滞利率については、別に定める。

（その他）

**第11条** この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

（附則）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 福岡赤十字病院特別奨学金貸与規程細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡赤十字病院特別奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、奨学金手続等の実施について、適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(奨学生の就労選択の尊重)

第2条 病院長は、奨学生が最終的に就労先を選定する場合、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する。

(貸付証書)

第3条 奨学生は奨学金の貸与を受ける年に、病院長の求めに応じ、「福岡赤十字病院特別奨学金貸付証書」（様式6）を速やかに提出しなければならない。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、本件債務の履行を負うものとする。

2 連帯保証人は、3親等以内の親族を2名立てることとし、うち1名は別世帯の者とする。

3 連帯保証人は、本人の直筆以外認めないこととする。

4 連帯保証人は、貸与を受ける年に次の必要書類を全て提出すること。

(1) 運転免許証または保険証の写し

(2) 勤務先の在籍証明書。

(3) マイナンバーカードの写し。

(2) の提出が困難な場合は課税証明書

(奨学生の届出)

第5条 奨学生は次の各号の一に該当したときは、所定の様式により直ちに病院長に届出なければならない。

(1) 連帯保証人を変更するとき。(様式7)

(2) 住所や連絡先を変更するとき。(様式8)

(3) その他の変更が生じたとき。(様式9)

(延滞利息の利率)

第6条 規程第10条第2項に定める延滞利息については、当該返済すべき日の翌日から返済日までの期間の日数に応じ、年3%の割合で計算した額を徴収するものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額) [全学年共通]

第7条 卒業後直ちに看護師の資格を取得し、福岡赤十字病院に一定期間以上就業した上で、優秀な者には次の返済免除を適用することができる。

(休職、産前・産後休業、育児休業、介護休業等はすべて就業期間に含まない)

1) 5年間就業した場合若しくは5年未満であっても就業中死亡した場合は、貸与総額の全額

2) 4年以上5年未満就業した場合は、貸与総額の3分の2額

3) 3年以上4年未満就業した場合は、貸与総額の3分の1額

4) 上記の定めにかかわらず、5年の間に休職等、就業できない状況に至った場合は、その状況が止むを得ない事情で、且つ、継続就業の意思があると病院長が認める場合は、病院長と奨学生が協議し、返済額及び返済

方法を決定することとする。

- 2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、奨学金返済免除申請書(様式 10)を病院長に提出する。病院長は、同申請を審査し返済免除の諾否を対象者に通知する。

(附則)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

この細則は、令和7年4月1日から施行する。